## 全国厚生労働関係部局長会議資料(I)

平成22年1月14日(木) 於:低層棟講堂(2F)

医 政 局

## 目 次

## (重点事項)

1.	平成22年度予算(案)の概要(医政局)・・・・・・・・・1
2.	医師確保対策について・・・・・・・・・・・・・・・2
3.	救急医療・周産期医療等の確保について・・・・・・・・・・ 3
4 .	地域医療再生基金について・・・・・・・・・・・・・・・ 6
5 .	看護職員の確保等について・・・・・・・・・・・・ 7
6	8020運動の推進等、歯科保健医療対策の充実について・・・・・8

# 平成22年度予算(案)の概要(医政局)

### 平成22年度予算案 1,943億3千6百万円

(平成21年度予算額 2,132億6千1百万円)

### 〇主な事業内容

救急・	▶ 周産期母子医療センターの充実など周産期 医療体制の強化	<ul><li>・総合(地域) 周産期母子医療センター運営事業 (NICU・GCUの運営費補助を新設)</li><li>・新生児医療担当医確保支援事業 (新生児担当医手当) (新規)</li></ul>	<u>業の大幅拡充</u> 57億円 1億円
周産期医療対策	<ul><li>▶ 救命救急センター等の整備促進</li><li>▶ 地域における搬送・受入ルールの策定など</li></ul>	<ul> <li>・救命救急センター運営事業</li> <li>・小児救命救急センター運営事業(新規)</li> <li>・診療所の二次救急医療機関に対する診療協力への支援</li> <li>・消防法一部改正に伴う受入困難事案患者受入</li> </ul>	56億円 3億円 2億円
	医療と消防の連携強化 ▶ドクターへリの配備促進	<u>医療機関支援事業(新規)</u> ・ドクターへリ導入促進事業	5億円 28億円
医師確保等対策	▶ 女性医師の復職、院内保育所の整備への 財政支援	・女性医師等就労支援事業 ・病院内保育所運営事業	3億円 21億円
	▶ 救急、産科医療等を担う勤務医等の手当への財政支援	・救急勤務医支援事業(救急勤務医手当) ・産科医等確保支援事業(分娩手当等) ・新生児医療担当医確保支援事業	21億円 22億円
	▶ 地域への医師派遣に協力する医療機関への財政支援	<u>(新生児担当医手当) (新規) 〔再掲〕</u> ・医師不足地域における臨床研修の実施経費	1億円 11億円
	新人看護職員卒後研修を行う医療機関等 への財政支援	<u>・新人看護職員研修事業 (新規)</u>	17億円

## 医師確保対策について

## 課題

## 政府の取組

### 【医師の診療科偏在】

産科、救急など特定の診療科の医 師が不足している。

### 【医師の地域偏在】

対人口比でみても、全国的に大都市に医師が集中し、周辺地域やへき地で医師が不足している。

### 【病院の勤務医の過重労働】

病院の医師が夜勤・当直などで疲弊し、病院の医師不足に拍車をかけている。

#### ◆医師養成数の増員

- ➤平成21年度の医学部定員について、過去最大規模(8,486名) まで増員するとともに、平成22年度もさらに360名増員する予定
- ◆救急、産科医療、へき地等の医師不足地域など 地域医療に従事する医師の支援等
- ≫救急、分娩、新生児医療を担う勤務医等の手当への財政支援
- ▶産科を希望する後期研修医の手当への財政支援
- ≫地域への医師派遣に協力する医療機関への財政支援等
- ◆病院勤務医の勤務環境の改善
  - ▶女性医師の復職支援、院内保育所の整備等
- ▶チーム医療推進の検討
- ◆地域医療再生基金による支援
- ▶都道府県が策定する地域医療再生計画に基づく地域の医師確保等の取組を支援
- ◆臨床研修制度の見直し等
  - ➤診療科偏在・地域偏在を是正しながら良質な医師を養成するため、 臨床研修制度を見直し、平成22年度から実施

【文部科学省と厚生労働省が連携】

(新規:新生児担当医手当)

## 救急医療・周産期医療等の確保について

### 課題

- 救急利用が増加する一方で、 救急医療に参加する二次救急医 療機関等が減少し、救急患者が 円滑に受け入れられない事案が 発生。
- 乳児死亡率は低いが、1~4 歳児死亡率は高い。

## 政府の取組

- ① 傷病者の搬送及び受入れの実施基準の策定
  - ▶ 各都道府県において、改正消防法に基づき、傷病者の搬送及び受入れの実施基準を策定
  - ※ 実施基準に基づく傷病者の搬送及び受入れの実態調査
- ② 平成22年度予算案
  - ➤ 傷病者の搬送及び受入れの実施基準に基づき、受入困難患者 の受入れを確実に行う医療機関の空床確保に対する支援 (新規)
  - ➤ 診療所医師が二次救急医療機関等で、休日·夜間に診療支援 を行う場合の支援(新規)
  - ➤ 急性期を脱した救急患者の円滑な転床・転院を促進するため 施設内・施設間の連携を担当する専任者の配置に対する支援 (新規)
  - ▶ 「小児救命救急センター(仮称)」や小児集中治療室に対する支援(新規)
  - ➤ ドクターヘリ導入促進事業の充実(補助基準額の引上げ等)

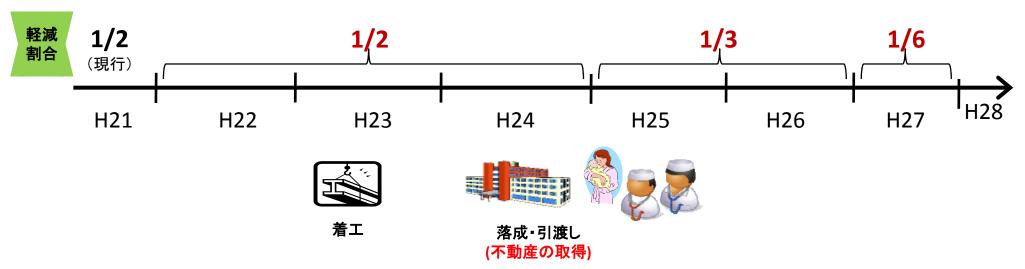
課題	政府の取組
<ul><li>     新生児集中治療室(NIC U)が不足するなど、周産期医療体制の充実が必要。</li></ul>	<ul> <li>① 周産期医療体制整備計画の策定</li> <li>➢ 平成22年1月中に周産期医療体制整備指針に関する通知を発出する予定であり、各都道府県において、速やかに周産期医療体制整備計画を策定</li> <li>※ NICUの確保:出生1万人対25床~30床を目標</li> </ul>
	② 平成22年度予算案
	<ul> <li>総合周産期母子医療センターの運営に対する支援(MFICU・NICU・GCUの運営支援、産科合併症以外の合併症を有する母体を受け入れる体制整備の支援、診療所医師が休日・夜間に診療支援を行う場合の支援)(拡充)</li> <li>地域周産期母子医療センターの運営に対する支援(MFICU・NICU・GCUの運営支援、診療所医師が休日・夜間に診療支援を行う場合の支援)(拡充)</li> <li>NICUにおいて、新生児を担当する医師の手当に対する支援(新規)</li> <li>NICUにおいて、新生児を担当する医師の手当に対する支援(新規)</li> <li>NICU等に長期入院している小児が在宅療養へ移行するための地域療育支援施設(仮称)を設置する病院への支援(新規)</li> <li>在宅に移行した小児をいつでも一時的に受け入れる病院に対する支援(新規)</li> <li>平成22年度税制改正案</li> <li>&gt; 周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する施設に係る特例措置の延長</li> </ul>

#### 周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する施設に係る特例措置の延長 (不動産取得税)

### 内容

周産期医療の連携体制を担う医療機関が周産期医療の用に供する不動産(分娩室、陣痛室、新生児室等)を取得した場合に、当該不動産の価格の2分の1を課税標準から控除する不動産取得税の特例措置について、適用期限を6年延長(控除割合は段階的に縮減)の上、廃止することとされた。

- 本特例措置については、できるだけ早期の施設整備を促すインセンティブ効果を高めるため、 新サンセット方式が導入され、控除割合は次のとおり段階的に縮減することとされた。
  - 一 平成22年4月1日から平成25年3月31日までに取得:2分の1
  - 一 平成25年4月1日から平成27年3月31日までに取得:3分の1
  - ー 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに取得:6分の1



## 地域医療再生基金について

- 地域医療再生基金のより効果的・効率的な活用が図られるよう、地域医療再生計画に対して、厚生労働省が設置する有識者会議が事前・事後の評価・助言を実施。
- 〇 都道府県においても、毎年度の事後評価を適正に行い、評価結果や有識者会議 の助言を次年度以降の地域医療再生計画に反映。

### 有識者会議による事前評価・事後評価の実施

- ① 地域医療再生計画の開始に当たって
  - → 各地域医療再生計画(案)の事前評価を行い、地域医療再生基金のより効果的・効率的な 活用に向けた技術的助言を行う。
- ② 地域医療再生計画の実施中において
  - → 毎年度、各地域医療再生計画の事後評価を行い、その進捗状況等について確認し、その 後の地域医療再生計画の改善に向けた技術的助言を行う。
- ③ 地域医療再生計画の終了後において
  - → 各地域医療再生計画の事後評価を行い、特に有効であった事業の全国的な展開に向けた技術的助言を行う。

#### 各都道府県における事後評価の実施

- 〇 毎年度、地域医療再生計画の事後評価を行う。
- 〇 評価結果や有識者会議の技術的助言を踏まえ、次年度以降の地域医療再生計画に反映する。

### 看護職員の確保等の対策について

### 資質向上対策

#### 〇新人看護職員研修事業(新規)

16. 9億円

看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員の資質の向上を図るため、保健師助産師看護師法等の改正(平成22年4月施行)を踏まえ、新人看護職員が臨床研修を受けられる体制の構築に対する財政支援を行う。

#### 〇看護教員養成講習会事業等(拡充)

2. 2億円

看護教員の質の向上と確保を図るため、看護教員養成講習会の幹部・保健師・助産師教員養成の実施に対し措置するとともに、 実施主体の多様化(大学等)を図るため補助対象を拡充し、新任や中堅看護教員など経験に応じた継続研修に対する支援や、 看護教員養成講習会への受講促進等に対する支援を行う。

#### 離職の防止・復職の支援

<u>○短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業(新規)</u>

0. 9億円

医療機関における看護職員の確保及び定着を図るため、短時間正規雇用など多様な勤務形態の導入に対する支援を行う。

〇病院内保育所運営事業(拡充)

20. 1億円

子どもを持つ看護職員や女性医師などの離職防止及び復職支援のための病院内保育所の運営等に対する支援について、受入児童の対象年齢を小学校低学年の子どもに拡充する。

### EPA看護師候補者等に対する支援

〇外国人看護師候補者看護専門・日本語習得支援事業(新規)

1. 2億円

経済連携協定に基づき入国した外国人看護師候補者への支援を充実強化するため、新たに、看護専門分野を中心とした日本語習得のための自己学習を可能とするeラーニング学習システムを導入するとともに、日本語及び看護分野の専門家による個別指導や定期的な集合研修の実施や巡回訪問により研修指導者等へ学習方法の指導を行う。

〇外国人看護師候補者就労支援事業(新規)

2. 5億円

受入施設の研修指導者経費等や、候補者の日本語学校等への修学費用などの財政的な支援を行う。

### 8020運動の推進等、歯科保健医療対策の充実について

歯科保健医療対策については、8020運動の推進等により大きな成果を上げているが、更なる充実・強化を図る観点から、平成22 年度予算案において、

- ・8020運動推進特別事業について、効果的かつ効率的に実施されるよう事業内容の一部見直しを行う。
- ・高齢化の進展等による新たな国民の歯科保健ニーズに対し、在宅歯科医療等に関する新たな事業を実施。

#### これまでの取り組み

8020運動を推進する観点から、平成12年度より各都道府県を対象として、8020運動推進特別事業を実施。その結果、国民の歯の健康状態は著しく改善。

#### く参考>

- •8020達成者率(推定値)
  - 7.  $4\%(H5) \rightarrow 24.1\%(H17)$
- ・3歳児一人平均むし歯本数
  - 2. 9本(H元) → **1. 0本**(H20)

在宅高齢者への歯科保健医療対策を推進する観点から、平成20年度より、

- ①在宅歯科医療、口腔ケア等を推進する歯科医師、歯科衛生士の養成講習会
- ②在宅歯科医療機器に関する歯科医療機関への 補助制度

を実施。

歯及び口腔と全身との関わり方に注目し、「歯 科保健と食育の在り方に関する検討会」を設置、 昨年7月に報告書を取りまとめ。

#### 平成22年度予算案における対応



- ◎行政刷新会議での評価結果等を踏まえ、事業 内容等を見直し。
  - → 各自治体において<br/>
    外部検討会を設置。<br/>
    管内の歯及び口腔の健康に関する課題を<br/>
    抽出し、真に必要性が高い事業を計画・<br/>
    実施。
  - → 事業内容については、歯科検診の実施体制の整備や歯科疾患の予防等に関する取組が成人期以降も重点的に実施されるよう、事業内容を明確化。



◎更に医科・介護等との連携を推進する組織を 設置する等、<u>在宅歯科医療における連携体制</u> 構築に関する補助事業 を実施



◎高齢者や在宅療養者への保健指導・口腔ケアの実施やライフステージに応じた食育支援に対応可能な歯科衛生士を養成する観点から、歯科衛生士養成施設の教員に対する講習会を実施。

### 責任者及び担当者の一覧

#### 1. 平成22年度予算(案)の概要(医政局)

- 1) 責任者名 岩渕総務課長
- 2) 担当者名 佐藤総務課長補佐(内線2512)

#### 2. 医師確保対策について

- 1) 責任者名 新村指導課長、杉野医事課長
- 2) 担当者名 古川指導課長補佐(内線2547)、石川(典)医事課長補佐(内線2563)

#### 3. 救急医療・周産期医療等の確保について

- 1) 責任者名 新村指導課長
- 2) 担当者名 古川指導課長補佐(内線2547)

#### 4. 地域医療再生基金について

- 1) 責任者名 新村指導課長
- 2) 担当者名 船木医師確保等地域医療対策室長補佐(内線2555)

#### 5. 看護職員の確保等について

- 1) 責任者名 野村看護課長
- 2) 担当者名 廣田看護課長補佐(内線2593)

#### 6.8020運動の推進等、歯科保健医療対策の充実について

- 1) 責任者名 日髙歯科保健課長
- 2) 担当者名 鈴木歯科保健課長補佐(内線2582)